

《高額療養費の申請が簡単になります》

ひと月の医療費が世帯の収入に応じて決められた限度額を超えたとき、その差額分（高額療養費）の払い戻しのお手続きは、対象の月ごとに申請書・領収書を窓口まで提出して頂いておりましたが、初回のみ専用の申請書を提出して頂くことで、高額療養費に該当する場合は自動で指定の口座にお振込みが出来るようになります。

●対象者

原則として国保税の滞納が無い世帯

※ただし、国保税の滞納がある場合でも、払い戻される高額療養費を滞納している国保税に充当することに同意される場合は対象となります。

●申請方法

国保ねんきん課、および各支所地域振興課に備え付けの申請書を窓口まで直接ご提出ください。

●支給開始診療月

※申請された月より2ヶ月前の病院受診分から支給計算対象となります。

例) 令和5年6月中に申請された場合

令和5年4月診療分から自動振込みとなります。

●申請に必要なもの

保険証、世帯主名義の通帳、

マイナンバーが分かるもの、認め印（シャチハタ不可）、

窓口に来られる方の身分証明書

一度申請をされますと、
該当する受診月から
4か月後に自動で
お振込みします。



【問合せ】

八代市役所 国保ねんきん課

医療給付係 ☎33-4113

△【ご注意ください！！】△

この申請は、今まで高額療養費の申請をされた事がある方でもあらためて専用の申請をして頂く必要があります。また対象となるのは、申請をされた月より2か月前の受診分からです。それより前の受診分は従来どおり領収書を持って窓口で申請していただく必要があります。